

## 倉吉市消防団協力事業所表示制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、倉吉市消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力している事業所又はその他の団体（以下「事業所等」という。）を倉吉市消防団協力事業所（以下「協力事業所」という。）として認定し、及び表示することにより、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

### (消防団協力事業所)

第2条 市長は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当している事業所等を協力事業所として認定し、消防団活動に協力する証として倉吉市消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。）を交付する。

- (1) 従業員が消防団員として入団しており、従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (2) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供する等の協力をしている事業所等
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している事業所等

### (表示証の交付申請及び推薦)

第3条 前条の規定による認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、倉吉市消防団協力事業所表示証交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により市長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、消防団長は、前条各号に掲げる基準のいずれかに該当すると認められる事業所等を、あらかじめ当該事業所等の意思を確認し、倉吉市消防団協力事業所表示証交付推薦書（様式第2号。以下「推薦書」という。）により、市長に推薦することができる。

### (審査及び認定等)

第4条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により、申請書又は推薦書の提出があったときは、当該事業所等が消防関係法令に違反していないかどうか及び第2条各号に掲げる認定基準に適合するかどうかを審査し、協力事業所としての認定及び表示証の交付（以下「認定等」という。）の可否を決定し、倉吉市消防団協力事業所表示証交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により当該事業所等に通知するものとする。

### (表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により、協力事業所として認定等を決定したときは、当該事業所等に表示証（様式第4号）を交付するものとする。

2 市長は、協力事業所として認定等を受けた事業所等の所在地が他の市町村にあるときは、当該他の市町村長との協議の上、連名で、表示証を交付することができるものとする。この場合において、当該表示証に当該事業所等が所在する市町村名を併せて付すことができるものとする。

### (表示証の有効期間)

第6条 表示証の有効期間は、原則として、認定等の日から2年を経過する日まで又は第8条の規定による認定等の取消しの日までのいずれか早い日までとする。ただし、初回の認定等に係る表示の有効期間は、当該認定等の日から2年を経過した日後に最初に到来する3月31日までとする。

2 事業所等は、表示証の有効期間が経過したときは、次条第1項の規定による表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する日前に、協力事業所の協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新することができる。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、第5条第1項の規定により交付された表示証を表示するほか、表示証の縦横比を変更しないで拡大し、又は縮小したものを表示することができる。

2 表示証を表示する方法は、次に掲げるところによる。

(1) 協力事業所の見えやすい場所への掲示等

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告への掲載等

(認定等の取消し)

第8条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定等を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事業所等に当該認定等を取り消す理由を付して倉吉市消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(1) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 第2条各号に掲げる基準を満たさないこととなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により認定等を受けたとき。

(4) その他協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により協力事業所の認定等を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(表示証交付整理簿)

第9条 市長は、表示証の交付等について、倉吉市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第6号）に、記録するものとする。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、市報、ホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月28日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号  
担当者所属  
担当者氏名

印

倉吉市消防団協力事業所表示証交付申請書

倉吉市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第1項の規定により、倉吉市消防団協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請区分（該当する区分にレ点を記入してください。）  
新規（はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合）  
更新（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合）
- 2 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目 番号	○印	取組内容
1		従業員等が倉吉市消防団に入団しており、従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
2		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
3		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。 ※協力内容を記入してください。 ( )

### 3 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団名（分団名まで記入）	備 考

### 4 添付資料

- (1) 会社案内、パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 更新の場合は、前回表示証の写し
- (4) その他審査に必要な資料

年 月 日

倉吉市長 様

推薦者 倉吉市消防団  
団長

印

倉吉市消防団協力事業所表示証交付推薦書

倉吉市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第2項の規定により、次のとおり推薦します。

記

- 1 推薦区分（該当する区分にレ点を記入してください。）  
新 規（初めて消防団協力事業所の表示を受ける場合）  
更 新（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合）

2 推薦事業所等

事業所等 所在地  
名 称  
代表者氏名  
電 話 番 号  
担当者所属  
担当者氏名

印

3 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目 番号	○印	取 組 内 容
1		従業員等が倉吉市消防団に入団しており、従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
2		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
3		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。 ※協力内容を記入してください。 ( )

#### 4 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団名（分団名まで記入）	備 考

#### 5 添付資料

- (1) 会社案内、パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 更新の場合は、前回表示証の写し
- (4) その他審査に必要な資料

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

倉吉市長

印

倉吉市消防団協力事業所表示証交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請（推薦）のあった倉吉市消防団協力事業所としての認定及び倉吉市消防団協力事業所表示証の交付については、交付（不交付）することに決定しましたので通知します。

1 不交付決定の理由（不交付の場合のみ記載）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

様

倉吉市長

印

倉吉市消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書

年 月 日付けで決定した倉吉市消防団協力事業所としての認定及び倉吉市消防団協力事業所表示証の交付については、倉吉市消防団協力事業所表示制度実施要綱第8条の規定に基づき、次の理由により認定等を取り消しますので、倉吉市消防団協力事業所表示証を返還してください。

1 認定等取消理由

様式第6号（第9条関係）

倉吉市消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所等名	郵便番号	初回表示年月日	協力事項 (要綱第2条関係) ※ 該当項に☑	主担当 市町村	表示連名 市町村	備考 ※ 該当に☑
		所在地	現表示有効期間				
		担当・連絡先	更新回数				
		〒	年 月 日	☐1 ☐2			☐申請☐推薦
			年 月 日	☐3			
			回	( )			
				☐1 ☐2			☐申請☐推薦
				☐3			
				( )			
				☐1 ☐2			☐申請☐推薦
				☐3			
				( )			
				☐1 ☐2			☐申請☐推薦
				☐3			
				( )			